

夕張市老朽建築物等除却費補助金の概要

補助対象 老朽建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人が所有する建築物で、昭和56年5月31日以前に着工されたものをいい、住宅地区改良法施行規則第1条の規定により評点し、合算した評点が百以上である建築物等が対象となります。 ■ 固定資産税の対象となっている建築物が対象となります。（ただし、倒壊している建築物については対象となります。）
補助 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老朽建築物等の所有者(相続人を含む。)で、次の条件全てに該当する方です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽建築物等の所有者及びその者と同一世帯を構成する者が市税等（市道民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金及び下水道料金、市営住宅使用料）を滞納していないこと。 ・ 申請者世帯の前年における総所得が、毎年度4月1日時点において、厚生労働省が公表する全世帯を対象とする直近の1世帯当たり平均所得金額以下であること。（1世帯当たりの総所得は560.2万円以下） ・ 地元企業と工事請負契約を締結し、除却工事を行わせること。
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却工事費（消費税を除く）が30万円以上であることが必要です。
補助額 補助対象 経費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却工事費（消費税を除く）の30%、限度額20万円。 （補助金の額は、1,000円未満を切り捨てる） 《補助対象外の費用》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象となる老朽建築物等に付属する地下埋設物(浄化槽等)・柵・塀・植栽の移設・撤去及び除却に要する費用 ・ 撤去及び除却後に行う敷地の盛土、舗装、柵及び塀等の設置に要する費用。 ・ 事務手数料及び登記等に要する費用。 ■ 国又は北海道等より移転、若しくは建替その他の補償等の給付を受ける場合は、当該除却工事の対象額を控除し、補助金の額を算出します。
補助申請	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>工事の着工前に申請を行う必要があります。</u> ■ <u>申請後、夕張市が不良度調査等を実施します。(対象老朽建築物内に入ります。)</u> ■ 工事の完了後にも夕張市が現地検査を行います。
受付期間と 予算額	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>受付期間は、平成31年4月8日(月)から平成31年12月16日(月)まで。</u> 申請受付期間中でも、予算額に達した時点で締め切りとなります。

- ◎ 建物を除却する場合は、建築基準法に基づく「建築物除却届」の提出が必要です。
また、延面積が80㎡以上の建物を除却する場合には、事前に建設リサイクル法に基づく「届出書」も必要となります。